

公正取引自律遵守プログラム運営規程



1. 目的

この規程は、SK スペシャルティ株式会社及びその子会社の公正取引自律遵守プログラム（Compliance Program）に基づく役員・社員の自律遵守義務、公正取引自律遵守管理者の職務範囲及び詳細な業務遂行手順を定めることを目的とする。

2. 適用範囲

この規程は、会社の全ての役員・社員及び公正取引にかかわる全ての業務活動に適用する。

3. 代表取締役

代表取締役は、全ての役員・社員が公正取引自律遵守を積極的に実践できるようにするため、公正取引自律遵守の決意と方針を公開的に表明し、公正取引自律遵守管理者の効率的な業務遂行に必要な人的・物的支援を積極的に行う。

4. 公正取引自律遵守管理者

4.1 選任と解任

- 1) 公正取引自律遵守管理者は取締役会で任免する。
- 2) 会社は、公正取引自律遵守管理者の任免を書面、電子文書、ホームページ掲示などの方法により全ての役員・社員に通知しなければならない。

4.2 職務

公正取引自律遵守管理者は、公正取引自律遵守プログラムを効果的に運営するため、次の職務を行う。

- 1) 公正取引自律遵守プログラムの企画、実行計画の策定及び運営総括
- 2) 公正取引自律遵守プログラムの運営計画及び実績を取締役に報告
- 3) 公正取引委員会など競争当局との公式窓口としての協力及び支援
- 4) 役員・社員の自律遵守の定着に向けた具体的な実践方法づくり
- 5) 公正取引自律遵守プログラムに関する役員・社員教育の実施
- 6) 公正取引法違反事項に対する調査、改善及び是正要求
- 7) 公正取引自律遵守プログラムの運営状況の点検
- 8) 取締役会、経営陣、現業に対する支援及び諮問

5. 役員・社員の義務

5.1 公正取引の遵守

役員・社員は、公正取引と公正競争が市場競争体制下で市場構成員として持つべき義務であることを認識し、全ての経営活動が社会的・倫理的に容認できるよう公正かつ透明に経営活動に臨まなければならない。このため、国内外の公正取引法を遵守し、業務遂行に関連して公正取

引法違反の可能性があると判断される場合は、前もって公正取引自律遵守管理者または主管部署に諮問・協力を求めなければならない。

あわせて、公正取引自律遵守プログラムの運営に関連して実施される定期・随時点検に積極的に協力し、関連教育を誠実に履修する。

5.2 不当な共同行為の禁止

会社及び役員・社員は、他の事業者と明示的に若しくは黙示的に合意し、又はこれに類似した行為により商品・サービスの価格を決定、助長するなど他の事業者との不当共同行為をしない。また、不当な共同行為を目的とする団体や組合などを結成し、又はこれに加入しない。

5.3 不公正な取引行為の禁止

- 1) 会社及び役員・社員は、正当な理由なく、取引関係が続いている既存取引先若しくは新規取引を望む取引当事者に対して取引を拒み、又は取引先間の価格や取引条件を差別しない。
- 2) 取引上の地位を不当に利用して取引先に会社の物品を強制に購入させ、利益提供を強要し、販売目標を強制し、または不利益を与える行為をしない。
- 3) 競合事業者を市場から排除するために、正当な理由なく、供給価額より著しく低い価格で特定事業者に物品・サービスを供給するなどの不当行為をしない。
- 4) 競合事業者から顧客を誘致するために不当な利益を提供し、又は優越的地位を使用しない。
- 5) 取引の相手を不当に拘束する条件（排他条件付取引、取引地域または取引相手の制限）で取引し、又は技術の不当利用や取引先の移転妨害などにより他の事業者の事業活動を妨害しない。
- 6) 不当に資金・資産・人員を正常価格より著しく有利な条件で取引することにより系列会社若しくは別の会社を支援し、又は他の事業者と直接商品・サービスを取引した方が相当有利であるにもかかわらず、取引上実質的な役割のない系列会社若しくは別の会社を媒介することにより支援する取引行為をしない。

5.4 私益詐取取引行為の禁止

- 1) 会社及び役員・社員は、同一人及び同一人関連者または同一人及び同一人関連者が関連法令上の一定以上の持株比率を有する系列会社に不当な利益を帰属させる取引行為をしない。

6. 公正取引自律遵守プログラムの運営

6.1 自律遵守便覧の製作・配付・補完

公正取引自律遵守管理者は、公正取引法の自律遵守のための細部指針である自律遵守便覧を製作・配付・補完しなければならない。

6.2 教育プログラムの運営

公正取引自律遵守管理者は、役員・社員を対象に年1回以上定期教育を実施するものとし、公正取引法違反の可能性が高い分野の役員・社員を対象に随時別途の教育を実施することができる。

6.3 自律遵守実態に対する定期・随時点検、活動状況評価の実施・報告

- 1) 公正取引自律遵守管理者は、公正取引法違反行為、公正取引自律遵守プログラムの運営状況や効果性などを確認するために定期点検を実施し、必要に応じて随時点検を実施することができる。
- 2) 点検計画は毎年法律違反の可能性が高い分野を選び、代表取締役へ報告のうえ実施する。
- 3) 公正取引自律遵守管理者は、点検実施結果（改善措置を含む。）を代表取締役及び取締役会に年1回以上報告しなければならない。

6.4 公正取引法に違反した役員・社員に対する制裁

- 1) 公正取引自律遵守管理者は、公正取引法に違反して、会社の名譽を毀損し又は毀損するおそれがある行為については、その違反の程度に応じて次の措置をとることができる。

○ 是正要求：自主点検の実施結果、法違反の可能性が高いと判断される場合、当該役員・社員に対してこれの是正を要求することができる。

○ 注意・警告、特別教育：是正要求に応じない場合または公正取引法違反により会社の名譽を毀損したものの法違反の程度が軽微でかつ反復的な法違反行為ではない場合に限り、注意・警告又は特別教育の措置ができる。

- 2) 公正取引自律遵守管理者は、前項による制裁措置とは別に、常習的な違反行為または法違反の程度が重大で会社に深刻な名譽毀損及び金銭的損失をもたらしたと判断される場合は、人事委員会に役員・社員の人事措置に関する審議を求める。人事委員会は、違反の程度に応じた懲戒の水準を定め、懲戒措置の結果を自律遵守管理者に通知する。

6.5 社内の不公正取引行為に対する内部通報システムの運営

- 1) 役員・社員は、関連法令や会社の政策、規程、手順及び指針に違反し又は違反するおそれがある事案について、公正取引自律遵守管理者または公正取引支援部署（法務チーム、倫理経営チーム）にこれを通報できる。
- 2) 役員・社員からの通報内容に対する調査は、公正取引自律遵守管理者の責任の下で公正取引支援部署が実施する。公正取引自律遵守管理者は、同調査結果を代表取締役へ報告し、必要に応じて、調査結果の重要事項をこの規程 6.3 により取締役会へ報告しなければならない。
- 3) 公正取引自律遵守管理者は、上記の条項により通報をした役員・社員の個人情報などを開示し又は第三者に漏らすことがないよう厳重に管理し、当該役員・社員に対して通報による如何なる人事上の不利益を与えてはならない。

6.6 褒賞

公正取引自律遵守管理者は、公正取引自律遵守プログラムを模範的に実践し、又は関連法令違反を未然防止したと評価された部署または役員・社員については、代表取締役へ報告し、褒賞することができる。褒賞制度の効率的かつ円滑な運営のため、詳細事項を別途指針で制定、運営できる。

7. その他

7.1 運営状況の開示

公正取引自律遵守管理者は、少なくとも次の内容を含めて公正取引自律遵守プログラムの運営状況を、必要に応じて、証券取引所、金融監督院、公正取引委員会などに自律的に開示できる。

- 1) CEO の自律遵守の決意と方針
- 2) 自律遵守プログラムの導入の事実
- 3) 自律遵守管理者及び公正取引部署の状況

7.2 運営指針及び委任

公正取引自律遵守管理者は、この規程の効率的かつ円滑な運営のため、細部事項について別途運営指針を制定し運営できる。

【以上】